別表一を次のように改める。

別表一　公害防止用設備

番号	1	2	3	期間
	機械その他の減価償却資産			
	指定物質等回収設備（大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）附則第三項第三号に規定するテトラクロロエチレン又は土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第一条第二十一号に規定するふっ素及びその化合物に含まれる一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタンを活性炭により吸着して回収する活性炭吸着式回収装置並びに洗浄装置、冷却器、凝縮器、加熱器、貯留調整装置、変圧器、整流器、電動機、ポンプ、計測装置、自動調整装置、送風機、排気管、放出筒及び配管から構成されるものに限る。）	PCB汚染物等無害化処理用設備（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号イに規定するポリ塩化ビフェニル等、同号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物又は同号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の無害化処理の認定に係る当該無害化処理に使用するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　焼却装置（固定式のものに限るものとし、この装置に附属する搬送装置、破砕装置、貯留装置、助燃装置、排気管、放出筒、送風機、計測装置、分析装置、自動調整装置、電動機、ポンプ又は配管を含む。） 二　分解装置（この装置に附属する搬送装置、油抜装置、解体装置、固液分離装置、気液分離装置、回収処理装置、反応生成物処理装置、冷却装置、排水処理装置、排ガス処理装置、計測装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む。） 三　洗浄装置（この装置に附属する搬送装置、油抜装置、解体装置、洗浄液調整貯留装置、洗浄液再生装置、貯留装置、排水処理装置、排ガス処理装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む。） 四　分離装置（この装置に附属する搬送装置、油抜装置、解体装置、スクラバー装置、冷却凝縮装置、貯留装置、排ガス処理装置、計測装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む。）	石綿含有廃棄物等無害化処理用設備（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四第五号ヘに規定する廃石綿等、同令第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物又は同令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（第一号において「石綿含有廃棄物等」という。）の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の十第一項又は第十五条の四の四第一項の無害化処理の認定に係る当該無害化処理に使用するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　無害化処理用装置（一日当たりの石綿含有廃棄物等の処理能力が五トンを超えるもののうち、固定式のものに限るものとし、この装置に附属する供給装置、貯留装置、排気管、ポンプ又は配管を含む。） 二　破砕装置（固定式のものに限るものとし、集じん器及び密閉装置を同時に設置する場合のこれらのものに限る。） 三　ばい煙処理装置（この装置に附属する排気管、放出筒、ガス冷却器、誘引通風機、空気圧縮機、ダスト取出機、ダスト搬送機、ダスト貯りゆう器、ミスト除去機、計測装置、自動調整装置、整流器、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、電動機、ポンプ又は配管を含む。）	平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 同右 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

別表二1の項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同表2の項中「平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

○財務省告示第二百二十一号

登録免許税法別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で同項の第一欄の財務大臣が指定するもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で同項の第三欄の財務大臣が指定するもの並びに同条に規定する財務大臣が指定する者を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

別表独立行政法人住宅金融支援機構の項の第三欄の第一号を削り、同欄の第二号中「機構法」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（次号において「機構法」という。）」に、「大法人」を「法人税法第二条第九号（定義）に規定する普通法人のうち資本金の額又は出資金の額が五億円以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社」に改め、同号を同欄の第一号とし、同欄の第三号を同欄の第二号とし、同欄の第四号を削る。

附　則

1　独立行政法人住宅金融支援機構が、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日までに申込みを受理した旧告示（この告示による改正前の登録免許税法別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で同項の第一欄の財務大臣が指定するもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で同項の第三欄の財務大臣が指定する者を指定する件をいう。次項において同じ。）別表独立行政法人住宅金融支援機構の項の第三欄の第一号に規定する資金の貸付け（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第二項第二号（業務の範囲）に規定する資金の貸付け（次項において「財形住宅貸付け」という。）を除く。）に係る債権を担保するために受ける同欄の第一号に規定する登記（平成二十五年三月三十一日までに受けるものに限る。）に係る登録免許税については、同号の規定は、なおその効力を有する。

2　独立行政法人住宅金融支援機構が、平成二十三年九月三十日までに申込みを受理した財形住宅貸付けに係る債権を担保するために受ける旧告示別表独立行政法人住宅金融支援機構の項の第三欄の第一号に規定する登記（平成二十四年九月三十日までに受けるものに限る。）に係る登録免許税については、同号の規定は、なおその効力を有する。

○厚生労働省告示第二百十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の四第二項第一号及び第三項並びに第二十八条の十第二項第一号及び第三項の規定に基づき、租税特別措置法第十二条の二第一項各号及び第四十五条の二第一項各号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年六月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

第三条を削る。

別表一の2の項中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号から第二十一号までを四号ずつ繰り上げ、第二十二号から第二十四号までを削り、第二十五号を第十八号とし、第二十六号を第十九号とし、第二十七号を第二十号とし、同表の4の項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第十二号までを四号ずつ繰り上げる。

別表二の4の項を削り、同表の5の項中「次項において「患者情報」という。）」を削り、同項を同表の4の項とし、同表中6の項及び7の項を削り、8の項を5の項とし、9の項を6の項とし、10の項を削る。

別表三を削る。

○厚生労働省告示第二百十二号

租税特別措置法施行令第六条の五第一項及び第二十八条の十第八項の規定に基づく建替え病院用等建物の特別償却に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第百四十六号）は、廃止する。

平成二十三年六月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫